



交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

略	
交付の対象である事業の内容	<p>工作機械等<u>の</u>導入( _____ 公益財団法人 しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用<u>する</u>場合を含むものとし _____、リース・レンタルによる<u>場合</u>を除く。以下同じ。)( _____ この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている<u>場合</u>を除く。 )と<u>する</u>。ただし、市長が特に認める<u>場合</u>は、この限りで<u>な</u>い。</p>
補助対象経費	<p>市内事業所<u>への</u> _____ 1台当たり80万円以上の工作機械等の<u>導入</u>に要する経費。ただし、消費税及び地方消費税<u>の額</u>を除く。</p>
交付の率又は金額	<p><u>補助対象経費</u> _____ の10分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、 _____ 200万円を上限とする。</p>
<u>補助事業者</u> の範囲	<p><u>補助事業者</u>は、<u>製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者であって、次に掲げる要件の全てに該当</u></p>

交付の率又は金額、補助対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

略	
交付の対象である事業の内容	<p>工作機械等<u>を</u>導入する<u>事業</u>。 <u>なお、導入には</u>公益財団法人 しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用<u>した導入</u>を含むものとするが、リース・レンタルによる<u>導入</u>は含まないものとする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている<u>事業</u>は除く。<u>なお</u> _____、市長が特に認めるときは _____ この限りでは<u>な</u>い。</p>
補助対象経費	<p>市内事業所<u>に導入する</u>1台当たり80万円以上の工作機械等の<u>取得</u>に要する経費。ただし、消費税及び地方消費税 _____ を除く。</p>
交付の率又は金額	<p><u>工作機械等の取得に要する経費</u>の10分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、<u>1年度1社当たり</u>200万円を上限とする。</p>
<u>補助対象者</u> の範囲	<p><u>補助対象者</u>は、<u>次の各号のいずれにも</u> _____ 該当</p>

	<p>する<u>もの</u>とする。</p> <p>(1) <u>法人にあっては</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>市内において1年以上継続して事業を営み_____、個人にあっては<u>市内に1年以上住所を有すること。</u></p> <p>(2) <u>補助事業の完了時に</u></p> <p>市税を滞納していない<u>こと。</u></p>
終期	<u>令和5年3月31日</u>

(設備導入計画書等の提出)

第4条 略

2 前項の場合において、申請者が先端設備等導入計画等の認定又は承認申請中であるときは、第3号に掲げる書類は、認定又は承認後に速やかに提出しなければならない。

(設備導入計画書の承認)

第5条 市長は、前条に規定する設備導入計画書の提出があったときは、当該設備導入計画に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を実施するものとし、導入計画を承認すべきものと認めるときは、設備導入計画承認書により当該申請者に通知するものとする。

(現地調査)

第6条 前条の規定により承認を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申

	<p>する<u>者</u>とする。</p> <p>(1) <u>製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者。ただし、</u></p> <p>市内において1年以上継続して事業を営み、<u>かつ、</u>個人にあっては、<u>市内に1年以上住所を有すること。</u></p> <p>(2) _____</p> <p>市税を滞納していない<u>者</u>_____</p>
終期	<u>令和4年3月31日</u>

(設備導入計画書等の提出)

第4条 略

2 前項の場合において、申請者が先端設備等導入計画等の認定又は承認申請中であるときは、第3号に掲げる書類は、認定又は承認後速やかに提出しなければならない。

(設備導入計画書の承認)

第5条 市長は、前条に規定する設備導入計画書の提出があったときは、当該設備導入計画に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を実施するものとし、導入計画を承認すべきものと認めたときは、設備導入計画承認書により当該申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 前条の規定により承認を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、設備等の引渡しを受けた日から2か月以内で

請書を提出する

前に、市職員による現地調査を受けなければならない

\_\_\_\_\_。

2 前項の現地調査は、工作機械等の引渡しを受けた日から起算して2か月を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までの間であって、かつ、当該工作機械等の導入に係る経費(次項において「経費」という。)を支払う前に受けるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、工作機械等の引渡しを受けるために経費を事前に支払う必要があると市長が認めるときは、経費の支払後に現地調査を受け、補助金の交付を申請することができるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 設備導入計画承認書の写し

第3条に規定する終期までの日であって、かつ、当該設備等導入に係る経費を支払う前に、市職員による現地調査を受けた上で、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 設備導入計画承認書の写し

(2) 事業計画書

(3) 導入する工作機械等の取得に係る契約書又は見積書及びその明細(写し)

(4) 工作機械等の検収を証する書類

(5) 直近2期分の決算書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、設備等の引渡しを受けるために経費を事前に支払う必要があると市長が認める場合においては、経費の支払後に\_\_\_\_\_申請\_\_\_\_\_できるものとする。

(2) 導入する工作機械等の取得に係る契約書の写し又は見積書及びその明細の写し

(3) 工作機械等の検収を証する書類

(4) 直近2期分の決算書の写し

(軽微な内容の変更)

**第8条** 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

(実績報告)

**第9条** 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

**第10条** 略

(事業所の移転)

**第11条** 補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業完了後5年未満で事業所を市外へ移転する場合には、 \_\_\_\_\_ 補助金を全額返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

**第12条** 略

附 則

1 略

(読替規定)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59

(実績報告)

**第7条** 規則第12条 \_\_\_\_\_ に規定する補助事業等実績報告書に添付する \_\_\_\_\_ 書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) その他市長が必要と認める書類

**第8条** 略

(事業所の移転)

**第9条** 補助金の交付を受けた補助事業者等が、補助事業完了後5年未満で事業所を市外へ移転する場合には、 市長の承認を受けて補助金を \_\_\_\_\_ 返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

**第10条** 略

附 則

1 略

(読替規定)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59

条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第9条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第7条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

#### 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。